

あさつゆ

第38号

(編集・発行) 松江市農業委員会 〒690-8540 松江市末次町86番地 ☎55-5528 平成31年2月発行



輪菊の栽培管理を行う
門脇 亮さん (記事は8ページ)

あぜみち



平成17年3月、8町村が合併し新たに「市民憲章」が制定され、平成21年「市民憲章かるた」が出来た。平成23年には東出雲町が加わり「市民憲章かるた」も2枚追加された。

これは市内の小・中学校の児童生徒から募集された標語と絵で出来ている。

個人的にお気に入りの標語は…

- ・むらくものすそのに広がる神の国
- ・そびえ立つ千鳥の天守に桜舞つ
- ・意宇川に源氏螢の灯がともる
- ・もやの中湖面につどう鳥の群れ

市内の風景や思い、情景など子供たち視点で観察された感情が溢れている。

・津田かぶは日本一のおつけ物

・畑地区に干しがきカーテンがかかったよ

・八束から世界に旅立つぼたん達

・ぼたんと薬用人参で有名な八束町

など農業を観察した作品も載っている。

しかし津田かぶ、干し柿、牡丹、薬用人参も生産農家の減少が続いている。

今の農業と言えば、農業従事者の高齢化と後継者不足、そして農地の荒廃など山積する課題も多い。

希少なものは、農産品に限らず社会から求められる。後は「夢」であり「満足」出来る価値観さえあれば継承される。

この「夢」を現実にするために、所得向上が欠かせない。「初夢」が「正夢」となるよう委員の責務は重い。(数)

この「夢」を現実にするために、所得向上が欠かせない。「初夢」が「正夢」となるよう委員の責務は重い。(数)

農地利用の最適化に向けた 地区別会議の開催状況について

地域の農業、農地の実態に合わせた効率・効果的な最適化活動を行うため、地区別会議（全18エリア）を開催しました。

第1回（時期：H29.10.3～H29.11.21）

- ・主な参加者 地元農業者（営農組織の代表者、認定農業者など）、農業委員、最適化推進委員、JA・土地改良区・県・中間管理機構など関係機関の代表者
- ・参加人数 合計251人（1会場あたり平均約16人）
- ・会議の進め方
 - ①農地集積や高齢化の状況が分かる地図を囲んで、集落ごとの農地利用最適化に係る課題等の意見交換
 - ②意見を付箋に記載し、地図上に貼り付け「意見の見える化」
 - ③農業委員・最適化推進委員が会議をリードし意見総括
- ・会議成果
 - ◆会議意見（課題や提案）を記載した地区ごとの地図を作成
 - ◆会議意見を踏まえた地区ごとの活動方針・計画を作成



地図を囲んで意見交換

第2回（時期：H30.2.10～H30.3.8）

- ・主な参加者 第1回に同じ
- ・参加人数 合計 228人（1会場あたり平均約14人）
- ・会議の進め方
 - ①人・農地プラン、地産地消、経営多角化の事例に関する情報提供
 - ②前回作成した地図に現在の栽培作物などの情報の書き込み作業
 - ③主に担い手と振興作物に関する提案意見を付箋に記載し、地図上に貼り付け「意見の見える化」
 - ④農業委員・最適化推進委員が会議をリードし意見総括
- ・会議成果
 - ◆前回作成した地図に栽培作物、振興作物に関する提案意見などの新たな情報を追加記載



意見のとりまとめ

地区ごとの活動方針と計画の検証・見直し（時期：H30.10.16～11.14）

- ・農業委員、最適化推進委員、事務局で地区ごとの活動方針・計画について現況を確認し検証・見直しを行いました。今後は、見直し後の活動方針・計画により農業委員、最適化推進委員が将来の担い手や農地集積、コミュニティ維持などに関する各地区（集落）での話し合いの促進などに取り組んでいきます。

松江市長に 農業委員会活動を報告

松江市農業委員会は、平成29年7月に新体制となり、より現場活動を中心とした活動に取り組んでいます。

その取り組みのひとつとして行われた地区別会議の内容と今後の方針について、平成29年12月14日に松江市長、副市長に対して報告し、意見交換を行いました。



報告

高橋委員より地区別会議の概要説明を行い、具体的な内容については、代表して岸本副会長から東出雲地区について、宮廻委員から鹿島地区について、地区別会議で使用した地図をもとに農地の集積や担い手の状況や課題、今後の方針などの報告を行いました。

意見交換

○委員意見

- ・ 担い手の高齢化により規模縮小や不耕作などにより遊休農地が拡大しておりその解決が課題
- ・ 中山間地域においては、有害鳥獣被害が拡大しており対策が必要
- ・ 過去に実施した基盤整備箇所（圃場整備や排水対策など）の老朽化が進んでいる
- ・ 集落組織や法人組織で雇用就

農の体制を作っていくことが担い手対策として有効などの意見がありました。

○市長意見

- ・ 担い手や圃場整備、有害鳥獣対策などそれぞれで考えるのではなく関連付けて解決方法を検討することが対策を立てやすく、何をつくれれば儲かるかを考えて議論することが必要
 - ・ 中小企業でも事業承継が課題となっており、その対策として経営方針を明確にして経営計画に基づいた事業による解決しているのを、農業においては地域全体でどのような経営をしていくのかを考えていくことが必要
 - ・ 法人化など組織化していくことが必要だが、構成員が年々高齢化しているのを、退職前の人や研修生を受け入れるなどをして組織を活性化していくことが必要
- などの意見をいただきました。
- 今回の意見交換会で出された意見を今後の地区別会議等に生



かしていききたいと考えています。



一 昨年の11月17日、委員の見識を高め、各地域での農業振興に繋げていこうと、農業委員及び農地利用最適化推進委員による視察研修を行いました。

今回は、いち早く新たな農業委員会体制を発足され、積極的な活動を展開されている、山口県岩国市農業委員会を訪問しました。

岩国市は、平成18年に8市町の合併により誕生しました。

瀬戸内海国立公園、西中国山地国立公園、羅漢山県立自然公

園といった豊かな自然に恵まれており、山口県最大の河川である錦川は豊かな水をたたえ、美しい景観をかたちづくりながら瀬戸内海にそそいでいます。

岩国市の人口は13万9千人、世帯数は6万6千世帯で、農家戸数は4800戸、耕地面積は3300ヘクタールで山口県下第2位の面積を有し、瀬戸内沿岸の温暖な地域から標高500メートルの高原地帯まで、多様な立地条件があることが特徴です。

特産のレンコンを中心とした施設野菜などの都市近郊型農業をはじめとして、水稲、ミカン、トマト、花卉、ワサビなど、地形や気候条件を生かし、それぞれの地域に即した農業が行われています。

岩国市農業委員会は、平成28年4月に新体制に移行し、農業委員24名、農地利用最適化推進委員52名により活動されています。

高齢化や農業後継者の確保、耕作放棄地の増加等はどこも共

通の課題です。それらの解決に向けて、農地利用の最適化（担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進等）を行うことが農業委員会の役割ですが、岩国市農業委員会は独自の取り組みとして、地区ごとに農地巡回調査を行うとともに、経営形態別に設定した「農地と営農に関するアンケート調査」を複数年かけて実施し、その結果をもとに「地区別検討会」を開催、それぞれの地域における農業の方向性についての検討に取り組まれています。

地区ごとの現状や課題を洗い出し、問題意識や今後の目標を共有するという点で大変有効な取り組みであると感じ、参考にようになりました。

松江市農業委員会では、「最適化活動マニュアル」を策定して最適化活動に取り組んでいます。地域の声を最適化活動にどう反映させていくか、今回の視察で得た知見を活かしていきたいと思っております。



岩国市農業委員会（中央）からの説明を聞く





農地等の利用の最適化に向けた現場活動を計画的にかつ効率的に行うために、「最適化活動マニュアル」を松江市農業委員会ですら独自に作成しました。

最適化活動とは？

「農地等の利用の最適化」とは、農地を担い手に集積・集約化することや、遊休農地の発生防止や解消、また農業への新規参入の促進などを行うことにより、今ある農地を生かし、農地としての利用を活発にすることです。この活動は、農業委員会の最も重要な事務として位置づけられています。

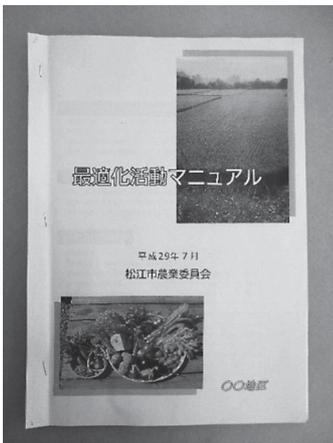
マニュアルの内容は？

このマニュアルは、農地の最適化のための現場活動を行う際の基本的な流れを掲載したものです。

例えば、「農地を貸したい」といったご要望に対して、どのように借り受ける人へつないでいくか、また、新たに農業に取り組みたいと考えている方に対してどのような支援を行っていくかなど、行うべき活動を具体的に点検しながら進めていける内容となっています。

このマニュアルを活用し、農業委員、最適化推進委員が各担当地区での現場活動に取り組んでいます。

なお、マニュアルの抜粋版を松江市のウェブサイトに掲載しています。ぜひご覧ください。



農振農用地区域からの除外の申し出

農振農用地区域内で農地を農業以外の目的に転用する場合には、事前に農政課へ農振除外の申し出が必要です。毎年4月末、10月末が申し出の締め切りです。

(各支所でも取り次ぎします。詳しくは農政課までご相談ください。)

●お問い合わせ先

松江市農政課農業企画係
電話 55-5225

新任委員紹介



松浦 孝治
☎62-0608

農地利用最適化推進委員
【玉湯地区】
(平成30年2月1日就任)

営農とくらしに役立つ農業総合専門紙を購読してみませんか



- ◆月4回金曜日発行
- ◆購読料 月700円
- ◆購読のお申し込みは農業委員会事務局 (電話55-5231) まで

松江市賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。この金額はあくまで**参考事例として表示しています**ので、これを目安に圃場条件等**各種条件を考慮し、賃貸借当事者間で決めてください。**

平成30年12月10日

松江市農業委員会

【田（水稲、大豆等転作も含む）の部】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考) 借賃無料のデータ数
旧松江市全域	3,900円	7,200円	2,000円	554	107
旧鹿島町全域	4,800円	8,000円	2,000円	122	17
旧島根町全域	—	—	—	1	14
旧美保関町全域	—	—	—	2	データなし
旧八雲村全域	5,600円	8,000円	2,000円	39	113
旧玉湯町全域	4,200円	5,000円	3,000円	157	116
旧宍道町全域	3,900円	6,000円	1,500円	34	98
旧八束町全域	—	—	—	データなし	データなし
旧東出雲町全域	4,000円	6,500円	2,000円	41	7
全松江市平均	4,100円	—	—	—	—

【畑（普通畑）の部、樹園地含む】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考) 借賃無料のデータ数
旧八束町を除く 松江市全域	4,100円	7,000円	2,000円	31	150

【畑（花卉・薬用人参）の部】

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	(参考) 借賃無料のデータ数
旧八束町全域	—	—	—	1	84

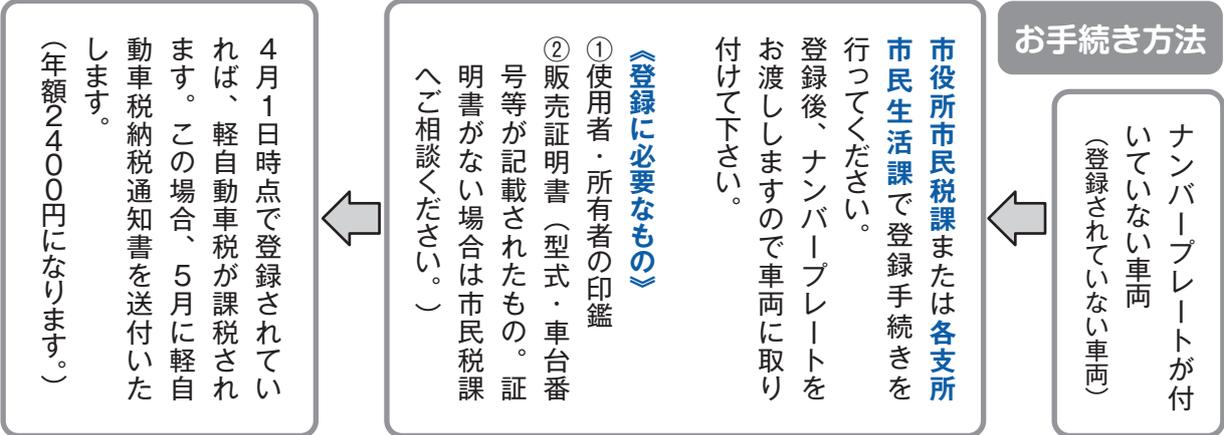
- * 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
- * 2 「松江市平均」の平均額は、データ数による加重平均の値です。
- * 3 賃借料を物納としている場合は含まれません。
- * 4 金額は四捨五入し、100円単位としています。
- * 5 利用状況が特殊なものは除外しています。

松江市市民税課からのお知らせ

トラクタ・田植機・コンバイン等は軽自動車税の申告が必要です



- 農耕作業用車のうち、**座席等がついている車両**は、公道を走行しなくても、**軽自動車税の課税対象**となります。
- そのため、該当の農耕作業用車を所有されたら、**登録の手続きが必要**です。松江市へ申告のうえ、ナンバープレートの交付を受けて車両に取り付けてください。



※最高速度35km/h以上の車両は大型特殊自動車となり固定資産税(償却資産)の対象となりますので、軽自動車税の申告は必要ありません。

【お問い合わせはこちらまで】松江市役所 市民税課諸税係(22番窓口) TEL 55-5154

知って得する！

農業者年金

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60歳未満の方なら

どなたでも加入できます

少子高齢時代に強い年金

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる「**積立方式(確定拠出型)**」です。少子高齢化が進んでも安定性が損なわれない制度で、国民年金と組み合わせることで、安心して豊かな老後の備えとなります。また、保険料は月2万円から6万7千円の間で自由に設定でき、いつでも見直せます。

終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。もし加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった年金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

公的年金ならではの節税効果

支払った保険料は**全額が社会保険料控除の対象**となるので、税率に応じて所得税・住民税が減額されます。これにより、実質的な支払額が減少すると考えることができます。貯蓄や個人年金保険にはない、大きなメリットです。

保険料支払いによる年間節税効果の試算(所得税+住民税)

課税対象所得	税率	保険料支払い額		
		月額2万円 (年額24万円)	月額5万円 (年額60万円)	月額6.7万円 (年額80.4万円)
195万円以下	15%	36,000円	90,000円	120,600円
195万円~330万円	20%	48,000円	120,000円	160,800円
330万円~695万円	30%	72,000円	180,000円	241,200円

- 保険料支払い前後で適用される税率に変更がないものとして試算しています。
- 民間の個人年金保険に加入した場合の年間節税効果は、保険料年額が8万円を超えると一律で、税率15%で4,800円、20%で6,800円、30%で10,800円です。公的年金である農業者年金の節税効果の大きさがわかります。

詳しくは、松江市農業委員会事務局(☎55-5223)もしくはお近くのJAまでお気軽にお問い合わせください。

農地に関する

Q&A

Q. 農地の一角に農機具庫を建てる計画です。どのような手続きが必要ですか？

A. 農業用施設を建設する場合、施設の大きさや、設置する場所により手続きが異なります。

① 自分の所有する農地に、敷地面積200㎡未満の施設を設置する場合

簡単な届出で手続きが完了します。1週間程度で手続きできます。

② 自分以外の所有する農地に設置する、もしくは敷地面積が200㎡以上となる場合

農地転用の許可申請が必要です。申請から許可まで1か月程度かかります。
また、いずれの場合も、農業委員会の手続きに加え、建築確認などの手続きが必要な場合があります。農業委員会にご相談いただければ、そうした手続きについてもご案内いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

Q. 田んぼを埋め立てて、畑として使用したいと思っています。この場合は手続きをする必要がありますか？

A. 農地を埋め立てる場合は、農業委員会に**形状変更届出書**を提出してください。これは、事前に埋め立ての計画を提出していただくことで、周辺の農地に影響はないか、道路などとの境界に問題はないかなどを確認するための手続きです。

ただし、**届出を受理できるのは埋め立て後に農地として利用すること**が**確実である場合のみ**です。農地として利用する予定のない埋め立ては違反転用とみなされる場合もあります。埋め立てをお考えの場合は、まずは地区の農業委員や、事務局にご相談ください。

お悔やみ

大庭地区担当の農業委員 須山真史様におかれましては、平成30年10月29日に逝去されました。平成20年7月から4期にわたり、農業委員会の施政にご尽力いただきました。ご生前のご功績を偲び、心からご冥福をお祈りいたします。

表紙紹介

輪菊栽培 門脇 亮さん
(鹿島町)

就農5年目の門脇さん。ハウス3棟20アールと露地10アールで輪菊を中心とした花き栽培に汗を流します。

就農2年目に「島根の花」品評会で農林水産大臣賞を受賞し、4年目にも再び受賞。2度の大臣賞受賞は20代としては初の快挙です。昨年10月には島根県農業協同組合長賞を受賞しました。

初めて受賞した頃と比べると、管理を細かく行うようになり、技術も上がったと感じているとのこと。菊の栽培について語るときのまっすぐな眼差しがとても印象的です。

今後の目標を伺うと「まだ自信を持って作れるとは言えない。さらに知識や技術を習得して収益を上げていきたい」と謙虚に答える門脇さん。これからの一層の活躍を期待しています。

編集後記



節分を過ぎ、暦の上では春となりました。本格的な春が待たれるこの頃です。

節分とは本来「季節を分ける」、つまり季節が移り変わる節目を指し、立春、立夏、立秋、立冬それぞれの前日に1年4回あったものでした。ところが、日本では立春が年の始まりとしてとくに尊ばれたため、次第に節分と言えば春の節分を指すようになっていったようです。

立春を1年の始まりである新年と考えれば、節分は大晦日にあたります。豆まきをしますが、豆は「魔滅(まめ)」に通じ、無病息災を祈る意味があるそうです。

私達農業委員会も新たな気持ちで、新体制のもと、農家の皆様のお声を伺うべく活動しています。各ご家庭へおじやますることもあろうかと思いますが、ご協力の程よろしくお願いたします。農家の皆様によかったと言っていたような種をまいていきたいと思えます。(〇)

平成30年度 情報委員会

委員長	浅野 真治
副委員長	横原 篤
委員	富士本 数彦
委員	永江 秋彦
委員	清水 秋廣
委員	古藤 一郎